

令和6年11月18日

受講希望者 各位

宮崎労働局登録教習機関第3号  
林業・木材製造業労働災害防止協会  
宮崎県支部 (T2010405001854)  
〒880-0804 宮崎市宮田町3-13  
TEL 0985-24-7930 FAX 0985-24-7937

### 木材加工用機械作業主任者技能講習の実施について

労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第5条1項6号の規定により、以下に該当する木材加工用機械を有する事業場は作業主任者を配置しなければなりません。

1. 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取盤、ルーターに限るものとまた携帯用のものを除く）を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
2. 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取盤、ルーターに限るものとまた携帯用のものを除く）のうち自動送材車式帯この盤を含む機種を3台以上有する事業場において行う当該機械による作業

#### \* 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
  - ・ 3年以上従事した経験を有する証明が必要
- (2) その他厚生労働大臣が定める者（木材加工用機械作業主任者技能講習規程参照）
  - ・ 修了証書などのコピーが必要

\* 日 時      令和7年1月28日（火）8：50～16：10  
                 1月29日（水）8：50～15：05  
                 1月30日（木）8：50～15：10

\* 場 所      宮崎県技能検定センター 2階 第4研修室  
                 宮崎市学園木花台西2丁目4-3

\* 受講料等

- ・ 免除なし／13, 200円 (税抜 12,000円 消費税 10% 1,200円)
- ・ 一部免除有 (別紙1参照)
  - B 該当者／4, 400円 (税抜 4,000円 消費税 10% 400円)
  - C 該当者／8, 800円 (税抜 8,000円 消費税 10% 800円)
- ・ テキスト 2, 200円 (税抜 2,000円 消費税 10% 200円)  
(林災防会員事業所は無料)

\* 受講人員 30名程度

\* 申込方法

受講申込書は当支部へお問合せください。受講申込書に必要な事項を記入し、振込書のコピーの同封又は申込書に振込予定日を記入し、当支部へ郵送してください。

FAX送信で仮予約される場合は本人確認書(免許証等)は貼付せずに送信ください。なお、仮予約期間はFAX送信日から7日間です。仮予約期間内に原本が届かない場合は無効と致します。

申込期限後に受講を辞退される場合には、原則として受講料の返金はできませんのでご注意願います。

受講料は申込締切日までにお振込みください。送金手数料は受講者でご負担ください。

※令和元年8月以降に林災防で発行した修了証をお持ちの方は、修了証を受講当日持参ください。

(郵送先)

〒880-0804 宮崎市宮田町3-13 陣内ビル1階  
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部

(振込先)

宮崎銀行宮崎支店 普通 1003018  
林材災防宮崎県支部長 長友 幹雄  
(リンガ イイホ ウミヤザ キンゾウ チョウ ナガトモ ミキオ)

\* 申込締切 令和6年12月25日(水)

(別紙 1)

講習科目の受講の一部免除（「木工規程」第 4 条関係）

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
B	<p>1 木工規程第 1 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練(旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者（機械木工に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科もしくは木型科又は平成 5 年改正前の能開法規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p>
C	<p>林災防が、労働災害防止団体法(昭和 39 年法律第 118 号)第 36 条第 1 項の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>